

## 試験問題（解答時間50分）（100点）

### 相続税法

#### 問1

次の文中の  から  に当てはまるものを解答欄の選択肢から選びなさい。

(計18点)

民法に定める遺言の方式には、一般的な普通方式と特別な事情がある場合の特別方式があり、そのうち普通方式は、遺言をしようとする者が自分の手で作成（財産目録についてはパソコン等での作成も可）する 、遺言をしようとする者が遺言の趣旨を口頭で述べ、公証人がそれを筆記し作成する 、秘密証書によって作成する  の3種類がある。なお、 に達した者は、遺言をすることができる。

また、遺贈の種類には財産の何分の何という割合で示す  と、特定の財産を示す  がある。

- |           |         |           |           |
|-----------|---------|-----------|-----------|
| 1. 満18歳   | 2. 満15歳 | 3. 秘密証書遺言 | 4. 自筆証書遺言 |
| 5. 公正証書遺言 | 6. 特定遺贈 | 7. 包括遺贈   | 8. 割合遺贈   |

問2

次の文章は退職手当金の課税関係について述べています。文中の  から  に当てはまるものを解答欄の選択肢から選びなさい。(計12点)

が課税される退職手当金等は被相続人の死亡後  以内に支給額の確定したものに限られ、 を過ぎて支給額の確定したものは、 所得として  が課税されます。

1. 所得税	2. 贈与税	3. 相続税	4. 2年
5. 3年	6. 5年	7. 退職	8. 一時

問3

次の文章の正誤を判定しなさい。

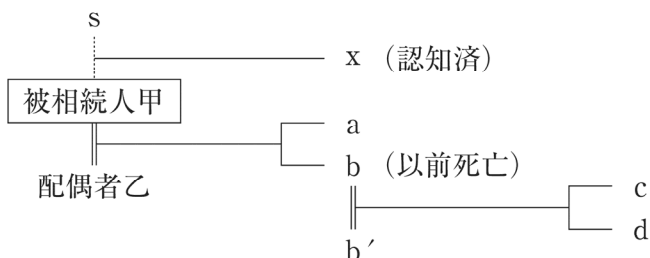
(計14点)

- (1) 生命保険金等の非課税金額の限度額は5,000千円に相続人の数を乗じることによって求められる。
- (2) 相続または遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を申告期限までに認定特定非営利活動法人に贈与し、相続税の期限内申告書を適正に提出すれば、その相続または遺贈により取得した財産については相続税の非課税となる。
- (3) (2)において、贈与した相手先が宗教法人の場合、相続税の非課税の適用がある。
- (4) 公益を目的とする事業を行う者が、相続または遺贈によって財産を取得しても、遺贈者の親族など特定の者が特別な利益を受ける場合には、相続税の非課税とならない。
- (5) 相続人が相続により取得した墓地は相続税の非課税となる。
- (6) 相続人が相続により取得した仏像（趣味で所有していたもの）は相続税の非課税となる。
- (7) 被相続人の棚卸資産として所有していた仏壇は相続税の非課税となる。

問 4

次の資料に基づいて相続税の総額を計算過程を示して求め、解答欄に数値を入力しなさい。なお、**D** 及び **E** については解答欄の選択肢から選びなさい。  
 なお、相続税の速算表については画面左の参考資料を確認すること。 (計11点)

(1) 被相続人甲の相続人等の関係は、次のとおりである。(甲は令和7年7月2日に死亡している。)



(2) 各相続人等の相続税の課税価格は、次のとおりである。

配偶者乙	150,000千円
a	60,000千円
c	25,000千円
d	25,000千円
x	36,000千円
s	40,000千円
合 計	336,000千円

相続税の総額の計算

課税価格の合計額 (単位：千円)		遺産に係る基礎控除額 (単位：千円)		課税遺産総額 (単位：千円)	
□		□ A + □ × □ B (法定相続人の数) = □		□ C	
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額 (単位：千円)	相続税の総額の基となる税額 (単位：円)		
配偶者乙	□ E	□	□ F 円		
□ D	□	□	□ 円		
□	□	□	□ 円		
合 計	□ 人	1	相続税の総額		□ G 円

<参考資料>

1 相続税の速算表

各法定相続人の取得金額	税率 (%)	控除額	各法定相続人の取得金額	税率 (%)	控除額
10,000千円以下	10	0千円	200,000千円以下	40	17,000千円
30,000千円以下	15	500千円	300,000千円以下	45	27,000千円
50,000千円以下	20	2,000千円	600,000千円以下	50	42,000千円
100,000千円以下	30	7,000千円	600,000千円超	55	72,000千円

※解答欄の選択肢は省略しています

問5

次の資料により、子aの贈与税額控除額を計算過程を示して求め、解答欄の  から  に数値を入力しなさい。なお、子aは相続時精算課税選択届出書を提出していないものとする。  
(計10点)

〈資料〉

被相続人甲が令和7年8月16日に死亡したことにより、子aは相続により財産を取得したが、子aは生前に以下の財産の贈与を受けている。

なお、子aは令和6年分までの贈与について、適正に申告納付を行っている。

贈与年月日	贈与者	財産の種類	贈与時の価額	贈与税額
令和4年4月10日	被相続人甲	現金	1,200千円	680千円
令和4年8月16日	被相続人甲	上場株式	4,800千円	
令和5年8月9日	被相続人甲	現金	2,000千円	485千円
令和5年9月3日	母	現金	3,000千円	
令和6年12月10日	被相続人甲	現金	2,200千円	110千円
令和7年7月2日	被相続人甲	上場株式	3,000千円	-

計 算 過 程	金額(単位:円)
(1) 令和4年 <input type="text" value="A"/> 千円 × $\frac{\text{ 千円}}{\text{ 千円} + \text{ 千円}} = \text{ 千円}$	
(2) 令和5年 <input type="text"/> 千円 × $\frac{\text{ 千円}}{\text{ 千円} + \text{ 千円}} = \text{ 千円}$	
(3) 令和6年 <input type="text"/> 千円	
(4) 令和7年 相続開始年分の被相続人からの贈与のため適用なし。	
(5) (1)+(2)+(3)+(4) = <input type="text"/> 千円	
	△ <input type="text" value="E"/> 円

問6

下記の〈資料〉に基づいて、被相続人栃木太郎（以下「被相続人甲」という。）に係る各相続人及び受遺者（以下「相続人等」という。）の課税価格を、計算の過程を示して求め、解答欄に数値を入力しなさい。なお□B、□Eは解答欄の選択肢から選びなさい。また、□A、□D、□G以外は千円単位で解答すること。なお、課税価格が一番低くなるように計算しなさい。なお、法定相続情報については画面左の参考資料を確認すること。（計35点）

〈資料〉

- (1) 被相続人甲とその相続人等の状況は、参考資料を参照しなさい。
- (2) 各相続人等は、次に掲げる被相続人甲の遺産（全て日本国内にある。）をそれぞれ取得した。なお、次に掲げる金額は全て相続開始時の時価である。
- ① 栃木花子（以下「配偶者乙」という。）が取得した財産
- |                                 |          |
|---------------------------------|----------|
| ・ 栃木県 宇都宮市 t町 100番に所在する宅地（360㎡） | 76,230千円 |
| ・ 家屋                            | 10,000千円 |
- この家屋は、上記の宅地の上に存するものであり、被相続人甲及びその家族の居住の用に供されていたものである。
- ② 栃木一郎（以下「長男 a」という。）が取得した財産
- |                     |          |
|---------------------|----------|
| ・ 丙社株式（取引相場のない株式）   | 5,000株   |
| （イ） 丙社の発行済株式総数      | 300,000株 |
| （ロ） 1株（50円）当たりの配当金額 | 20円      |
| （ハ） 1株当たりの資本金等の額    | 600円     |
| （ニ） 原則的評価方式による評価額   | 3,600円   |
- なお、丙社株式は、特例的評価方式により評価するものとする。
- ③ 栃木優子（以下「長女 b」という。）が取得した財産
- |         |         |
|---------|---------|
| ・ 現金預金等 | 7,000千円 |
|---------|---------|
- ④ 栃木二郎（以下「次男 c」という。）が取得した財産
- |         |          |
|---------|----------|
| ・ 転換社債等 | 10,000千円 |
|---------|----------|
- (3) 被相続人甲に係る債務及び葬式費用は次に掲げるとおりであり、それぞれに掲げる者が承継した。
- ① 配偶者乙
- |                             |          |
|-----------------------------|----------|
| ・ 銀行からの借入金                  | 11,000千円 |
| ・ 相続開始後に納税通知書が来た令和7年分の固定資産税 | 900千円    |
- ② 長男 a
- |                       |         |
|-----------------------|---------|
| ・ 死亡の日までの医療費の未払額      | 300千円   |
| ・ 遺産分割のための弁護士費用       | 500千円   |
| ・ 葬儀に際し寺院及び葬儀社へ支払った費用 | 3,500千円 |
- (4) 上記のほか、被相続人甲の死亡により取得した生命保険金等は次に掲げるとおりである。なお、保険料は全額被相続人甲が負担している。
- |        |          |
|--------|----------|
| ① 配偶者乙 | 15,000千円 |
| ② 長女 b | 10,000千円 |
- (5) 被相続人甲より生前に受けた贈与の状況は次に掲げるとおりである。
- |  |  |
|--|--|
| ・ 長男 aは令和5年5月10日に現金2,000千円、令和6年6月20日に現金900千円の贈与を受けている。なお、相続時精算課税選択届出書は提出していない。 |  |
|--|--|

1. 取得財産の計算				(単位：千円)	
取得者	取得財産	計 算 過 程	金 額		
配偶者乙	宅 地 (t 町 100番)		□		
配偶者乙	家 屋		□		
長男 a	丙 社 株 式	(1) 評価方式の判定 a 特例的評価方式 (2) 年配当金額 □ ≥ □ ∴ □ A 円 (3) 評価額 ① 配当還元価額 $\frac{\square}{\square B} \times \frac{\square}{\square} = \square$ 円 ② 原則的評価による評価額 3,600円 ③ ① □ ② □ ∴ □ 円 □ × □ 株 = □ 千円	□ C		
長女 b	現金預金等		□		
次男 c	転換社債等		□		
2. 小規模宅地等の減額金額の計算				(単位：千円)	
対象者	計 算 過 程			金 額	
配偶者乙	$\square \times \frac{\square D \text{ m}^2}{\square \text{ m}^2} \times (1 - \square E) = \square$ (注) □ m <sup>2</sup> ≤ □ m <sup>2</sup>			△ □ F	
3. みなし財産の計算				(単位：千円)	
項 目	対象者	計 算 過 程		金 額	
生命保険金等	配偶者乙 長女b			□ □	
生命保険金等の非課税金額	配偶者乙 長女b	□ × □ G 人 (法定相続人の数) = □ □ < □ + □ = □ H □ × { □ = □ □ = □		△ □ I △ □	
4. 債務控除額の計算				(単位：千円)	
負担者	計 算 過 程			金 額	
配偶者乙 長男 a	各自計算			△ □ △ □ J	
5. 相続税の課税価格へ加算する贈与財産の計算				(単位：千円)	
贈与年月日	受贈者	計 算 過 程		金 額	
令和5年5月10日 令和6年6月20日	長男 a 長男 a			□ □ K	
6. 各相続人等の相続税の課税価格の計算				(単位：千円)	
項目	相続人等				
	配偶者乙	長男a	長女b	次男c	合 計
取 得 財 産	□ L	□	□ M	□	□
小規模宅地等の減額金額	△ □				△ □
みなし財産	生命保険金等	□	□ O		□
	同上の非課税金額	△ □		△ □	△ □
債 務 控 除 額	△ □ N	△ □			△ □
生 前 贈 与 加 算		□			□ Q
課税価格 (千円未満切捨)	□	□	□	□ P	□ R

※解答欄の選択肢は省略しています

<参考資料>

被相続人	栃木太郎	法定相続情報
最後の住所	栃木県 宇都宮市 t町 100番地	
最後の本籍	栃木県 宇都宮市 t町 100番地	
出生	昭和22年6月12日	
死亡	令和7年2月20日	
(被相続人)		
栃木太郎		住所 栃木県 宇都宮市 t町 100番地 出生 昭和46年7月24日 (長男)
		栃木一郎 (申出人)
		住所 東京都 新宿区 r町 20番地 出生 昭和48年8月10日 (長女)
住所 栃木県 宇都宮市 t町 100番地		栃木優子
出生 昭和24年9月6日		住所 栃木県 宇都宮市 s町 50番地 出生 昭和52年10月2日 (次男)
(妻)		栃木二郎
栃木花子		
		以下余白
		令和7年4月28日
		住所 栃木県 宇都宮市 t町 100番地
		氏名 栃木 一郎 (印)

(注) 被相続人甲は、生前において日本国外に住所を有していたことはない。

【令和7年度巡回監査士補試験】 相続税法

問題番号	解答欄	模範解答
第1問	A	4. 自筆証書遺言
第1問	B	5. 公正証書遺言
第1問	C	3. 秘密証書遺言
第1問	D	2. 満15歳
第1問	E	7. 包括遺贈
第1問	F	6. 特定遺贈
第2問	A	3. 相続税
第2問	B	5. 3年
第2問	C	8. 一時
第2問	D	1. 所得税
第3問	(1)	×
第3問	(2)	○
第3問	(3)	×
第3問	(4)	○
第3問	(5)	○
第3問	(6)	×
第3問	(7)	×
第4問	A	30,000
第4問	B	5
第4問	C	276,000
第4問	D	$a \cdot x$
第4問	E	$1/2$
第4問	F	38,200,000
第4問	G	58,500,000
第5問	A	680
第5問	B	544
第5問	C	2,000
第5問	D	110
第5問	E	848,000

問題番号	解答欄	模範解答
第6問	A	20
第6問	B	10%
第6問	C	12,000
第6問	D	330
第6問	E	$20/100$
第6問	F	55,902
第6問	G	4
第6問	H	25,000
第6問	I	12,000
第6問	J	3,800
第6問	K	900
第6問	L	86,230
第6問	M	7,000
第6問	N	11,900
第6問	O	10,000
第6問	P	10,000
第6問	Q	2,900
第6問	R	51,528